

## テーマ自由枠の運用手順（案） Ver. 1.0

平成 29 年 1 月 12 日

**1. 対象技術の公募**

- ・実証運営機関は、以下の点を考慮した公募要領（案）を作成し、環境省の了承を得る。
  - i) 実証運営機関により技術選定のための調査（以後、事前調査という。）を行うことを明記する。
  - ii) 申請書に記載された内容のうち、選定された技術の概要（実証申請者名、技術開発企業名、実証対象製品名、実証対象製品の型番、及び技術概要（申請書に記載の技術概要））を実証機関公募の際に公表することを明記する。
  - iii) 申請書には、以下の審査要件に関する何らかのエビデンスを示すことを要求する。
    - ・ 商業化段階にある技術か
    - ・ 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか
    - ・ 申請技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか
- ・ 環境省は、環境省環境技術実証事業ウェブサイト上で公募を行う。なお、申請先、問合せ先は実証運営機関とする。
- ・ 申請者は、申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して実証運営機関に申請を行う。
- ・ 申請者から問合せがあった場合、実証運営機関及び環境省はその情報を共有する。

**2. 事前調査計画の立案**

- ・実証運営機関は、以下の点を含む事前調査計画（案）を作成し、環境省の確認を受ける。
  - ・ 調査目的
  - ・ 調査方針
  - ・ 調査方法（書類審査、申請者ヒアリング、有識者ヒアリング（有識者の選定方法及び有識者の案も含める）の方法）
  - ・ ヒアリング調査項目
  - ・ 実施スケジュール（案）

**3. 有識者選定及び情報漏えい防止措置**

- ・ 有識者は、利害関係のない 3 名程度を選定することとする。  
別添 1 に、利害関係者排除に関する内部規定を示す。
- ・ 有識者には、情報等の秘密保持義務に関する覚書の提出を求める。  
別添 2 に、様式を示す。

#### 4. 事前調査の実施及びまとめ

- ・実証運営機関は、環境省の確認を受けた事前調査計画に基づき、事前調査を実施する。
- ・有識者には、評価における利害関係者の排除規定を示し、利害関係者でないことを確認する。
- ・有識者には、秘密保持義務の遵守を文書で求める。
- ・実証運営機関は、有識者に申請書と評価シートを送付した上で、有識者ヒアリング調査を実施する。
- ・実証運営機関は、有識者に評価シートの所見記入を依頼する。
- ・実証運営機関は、有識者に所見の作成及びヒアリング調査に対する謝金を支払う。
- ・計画したヒアリング調査だけでは選定のための情報として不十分と考えられる場合、実証運営機関は、有識者ヒアリング調査を追加することができる。その際の有識者の選定については、実証運営機関に一任されるものとする。

#### 5. 対象技術選定のための検討・助言（小委員会の開催）

- ・実証運営機関は、小委員会を開催し、下記の資料を提出する。
  - i) 申請書
  - ii) 有識者所見
  - iii) 事務局所見（及び選定技術案）
- ・事務局所見は、事前調査（書類審査、申請者ヒアリング調査、有識者所見、有識者ヒアリング調査）を踏まえ、総合的な評価を含むものとする。
- ・小委員会委員は、提出資料をもとに検討・助言シートに評価点を記入する。
- ・実証運営機関は、小委員会委員の採点を集計し選定技術に優先順位をつける。

#### 6. 対象技術の選定

- ・実証運営機関は小委員会の検討・助言を踏まえ、対象技術を選定する。
- ・環境省は、予算に関する検討を踏まえ、対象技術を承認する。
- ・環境省は、省内での選定技術の決裁を行う。

#### 7. 選定結果の通知・公表

- ・実証運営機関は、対象技術の選定結果を、各実証申請者（選定されなかった実証申請者も含む）に通知する。
- ・環境省は、選定された技術の概要（実証申請者名、技術開発企業名、実証対象製品名、実証対象製品の型番、及び技術概要（申請書に記載の技術概要））及び技術実証項目の参考を公表する。
- ・技術実証項目の参考は、審査等を通じて実証運営機関が想定する項目を示す。
- ・なお本公表は、実証機関の公募要領の公示において実施する。

## 8. 実証機関の公募

- ・環境省は、実証機関の公募要領を作成し、環境省環境技術実証事業ウェブサイト上で公募を行う。なお、申請先、問合せ先は実証運営機関とする。
- ・実証機関の候補者に対しては、守秘義務の覚書の提出を課した上で、申請情報の一部あるいは全部を提示する。
- ・実証機関の候補者から問合せがあった場合、実証運営機関及び環境省はその情報を共有する。

## 9. 実証機関の選定のための検討・助言（小委員会の開催）

- ・実証運営機関は、小委員会を開催し、下記の資料を提出する。
  - i) 申請書
  - ii) 応募概要
  - iii) 事務局所見（及び選定実証機関の案）
- ・事務局所見は、以下の観点を踏まえ、総合的な評価を含むものとする。
  - i) 組織・体制について
  - ii) 技術的能力について
  - iii) 公平性の確保について
  - iv) 公正性の確保について
  - v) 経理的基礎について
  - vi) 経費積算等の妥当性
- ・小委員会委員は、提出資料をもとに検討・助言シートに評価点を記入する。
- ・実証運営機関は、小委員会委員の採点を集計し実証運営機関に優先順位をつける。

## 10. 実証機関の選定

- ・実証運営機関は小委員会の検討・助言を踏まえ、実証機関を選定する。
- ・環境省は、予算に関する検討を踏まえ、実証機関を承認する。
- ・環境省は、省内での実証機関の決裁を行う。

## 11. 実証機関選定結果の通知・公表

- ・実証運営機関は、実証機関の選定結果を、各実証機関（選定されなかった実証機関候補者も含む）に通知する。
- ・環境省は、選定された実証機関を公表する。

## 12. 実証機関への情報共有

- ・実証機関決定後、実証運営機関は、実証機関に対し審査・選定過程での選定技術への指摘事項等、実証にあたり必要な情報を共有する。



## 別添 1 評価における利害関係者の排除等について

評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないようにするものとする。

利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被評価者と親族関係にある者
- (2) 被評価者と同一の企業に所属している者、または資金提供者
- (3) 緊密な共同研究を行う者  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、同一目的の技術開発メンバー、あるいは被評価者の技術開発メンバー、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- (5) 被評価者の研究課題と直接的な競争関係にある者
- (6) その他、実証運営機関が利害関係者と判断した場合



## 別添2 情報等の秘密保持覚書様式

情報等の秘密保持義務について

平成 XX 年 X 月 XX 日

実証運営機関名  
代表者役職 氏名

有識者所属  
有識者役職 氏名 印

(有識者)は、平成 XX 年 X 月 XX 日 (X) に実施した環境技術実証事業テーマ自由枠申請技術に対する調査への協力により知りえた情報等の取り扱いに関して、秘密保持義務を遵守し、他の目的のために一切使用しないこととし、いかなる第三者に対しても開示または漏洩しないものといたします。

以上